

別添

平成24年度「児童福祉週間」実施について

1 名称

平成24年度「児童福祉週間」

2 趣旨

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要である。

このため、政府では、「子ども・子育てビジョン」に基づき、すべての子どもと子育てを大切にする取組を進めている。

また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、子どもたちの一人ひとりがそれぞれの意志で新しい未来を築いていこうとする取組を進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも、求められている。

こうした中、昭和22年から、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っているところであるが、平成24年度においても引き続き、各種事業及び行事を開催することにより児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

3 標語

ニコニコは「なかよくしよう」の あいだよ

平成24年度「児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された
堀山 喜史(ほりやま よしふみ)さん（埼玉県 7歳）の作品

4 期間

平成24年5月5日（土）から5月11日（金）までの1週間。

ただし、地域の実情による期間の延長等（5月末日までに限る）は差し支えない。

5 主唱

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（財）こども未来財団

6 協力

(1) 関係省庁等

内閣府、警察庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館

(2) 地方公共団体

(3) 関係団体等

7 運動項目

次の内容を中心に、運動を展開する。

(1) 児童福祉の理念の普及

少子化の進行や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、不登校、少年非行の問題が深刻化するなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・マスコミ・民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

(2) 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

(3) 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などを利用して子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中で遊んだり、自然の体験学習や社会参加活動を通じて子どもの心の成長や適応力のはぐくみに努めるとともに、これらを支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

(4) 児童虐待への適切な対応

国・地方自治体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、虐待のない社会を目指していく。

また、国民一人ひとりが児童虐待について理解を深めるよう、児童虐待

に対する社会的関心の喚起を図る。

(5) 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子健康センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

(6) 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、休日保育や一時預かり事業等の多様な保育サービス、放課後児童クラブの充実に努める。また、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所等の役割について広報・普及に努める。

(7) 障害のある子ども等に対する理解の促進

心身に障害のある子どもや発達障害児に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努める。また、障害のある子どもも障害のない子どももお互いにふれあえる機会を促進する。

8 中央における取組の事例

(1) 厚生労働省における取組（調整中）

①子どもたちによる「こいのぼり」の掲揚と、「児童福祉週間」標語募集での最優秀作品受賞者の表彰式

期 日：調整中

場 所：調整中

内 容：ア 子どもたちと来賓者（大相撲力士等）による「こいのぼり」の掲揚
イ 平成24年度「児童福祉週間」標語の受賞者の表彰式

②月刊「厚生労働」4月号における特集記事の掲載

標題：「平成24年度児童福祉週間の行事について」

内容：週間中のおもな行事や取組を紹介

(2) 関係省庁における取組

①各中央省庁における「こいのぼり」掲揚

4月23日（月）～5月11日（金）までの期間において、内閣官房、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水

産省、経済産業省、国土交通省、最高裁判所の各庁舎において「こいのぼり（日本鯉のぼり協会より寄贈）」を掲揚する。

②国営公園等への無料入園等の実施（調整中）